

ワークショップ「エヒード部門の改革」

石井 章

(中南米総合研究プロジェクト・チーム)



メキシコでは1991年12月に憲法第27条（土地所有に関する基本法規）の改正が行なわれ、農地改革で導入されたこの国のユニークな土地制度であるエヒードは抜本的に改革されることになった。エヒードの土地に課せられていたさまざまな制限（売買、賃貸借の対象とならず、抵当に入れられない）は撤廃され、エヒダタリオ（エヒードの土地利用権者）は自分の分割地を賃貸、売却できるようになった。一方農地の私有に関する上限も大幅に拡大された。

この改革は、これまで実際に行なわれていたエヒードの土地の違法な賃貸借や、私有農地の上限を大幅に越える大規模経営農場（ネオ・ラティフィンディオ）を合法化するものであり、1917年以来一貫して採用されてきた農地政策からの訣別を意味する。この改革はNAFTA（北米自由貿易協定、メキシコではTLC）成立後の農産物の関税撤廃、貿易自由化に備えて、メキシコ農業の国際競争力をつけるために必要な措置と考えられる。

たしかに純粋に経済の観点からみればエヒード農業は非効率的であり、大農経営の方が効率的な生産に適しているかもしれない。しかし農業の問題は経済の問題であると同時に社会の問題でもある。エヒードはすでに70年以上の歴史を有し、メキシコ農村の社会制度として定着している。エヒード部門は全国の農地の約

半分を占め、300万人のエヒダタリオおよびその家族の生活を支えている。エヒードの変革はメキシコの農業のみならず、同国の社会、経済全般に多大な影響を及ぼすものと思われる。

カリフォルニア大学サンディエゴ校(UCSD)のUS-Mexico研究センター(Center for U.S.-Mexican Studies)はこの問題の重要性に鑑み、1992年7月から95年6月までの3カ年の研究プロジェクトとして「エヒード部門の改革：メキシコ農業の近代化と経済、社会、環境および政治との関わり」を発足させた。研究代表者は同センターの所長であるコーネリアス(Wane Cornelius)教授、プロジェクト・コーディネーターはマイリー(David Myhre)教授である。このプロジェクトはTinker Foundationの助成金を得て実施される。

プロジェクトの参加者は米国、メキシコ、カナダの3カ国から24名におよび、専門分野も政治、経済、社会学、人類学と多岐にわたる。いずれもメキシコのエヒードあるいは農業分野の研究実績があり、フィールドの経験をもつ人たちである。米国からはUCSD、UCLAの他、コーネル大学、フロリダ大学等から、メキシコからはUNAM(国立自治大学)、エル・コレヒオ・デ・メヒコ、チャピング農業大学、カナダからはサイモン・フレイザー大学からそれぞれ専門家が参加している。

今回は本年9月24～27日にロサンゼルスで開催されたLASA(Latin American Studies Association)第17回国際大会の時期に合わせて、9月28日に同プロジェクト参加者の第1回会合として、ワークショップ“Reforming the Ejido Sector”がカリフォルニア州ラホヤにあるUCSDのキャンパス内の同センターで開催された。筆者はVisiting Observerの資格でワークショップに出席した。